2024年11月26日

健康保険証廃止にともなう対応についてのお知らせ

今お使いの健康保険証は

令和７年１２月１日 までは そのまま使用することができます

【令和６年１２月２日以降、健康保険証は発行されません】

- 令和６年１２月２日以降に 新規に加入した方
- 健康保険証を紛失した方
- 氏名など健康保険証に記載の内容が変わった方

【令和６年１２月２日以降の 新規加入者、マイナンバーカードを持って おらず、医療機関・薬局の受診の際に提示するものがない方】

有効期限を設定した「資格確認書」を事業所を経由してご本人へ送付する予定です。※カード型、健康保険証と同様にプラスチック素材

《イメージ》

【マイナンバーカードを健康保険証として利用できます】

《マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をしたものです》

●マイナンバーカードを健康保険証として使うには
https://ssl.kenpo-net.jp/std/files/myna_card_pr_leafret01.pdf

●利用にあたってはマイナポータル等での利用前登録が必要です。
詳しくはこちらをご参照ください。
マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナポータル）
https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

●利用登録はセブン銀行のATMのほか、医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーでも行うことができます。
＊セブン銀行ATMからの申込方法（セブン銀行）
https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/mynumbercard.html

●マイナ保険証の健康保険証情報を確認するには
マイナポータルにログインし、「証明書」の「健康保険証」をクリックしていただくと、登録されている健康保険証情報をご確認いただけます。
https://myna.go.jp/

※マイナンバーカードが健康保険証として利用できるのは、オンライン資格確認システムを導入している医療機関・薬局です。対応している医療機関・薬局のリストはこちら（厚生労働省ホームページ）